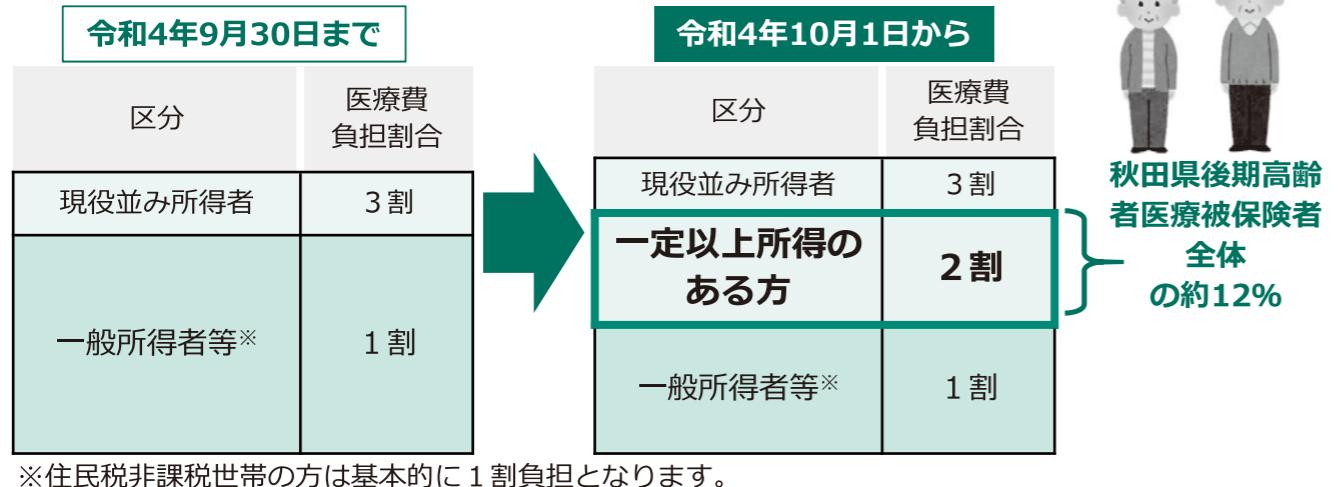


後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の 医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 2割負担となる方は、秋田県の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約12%の方です。

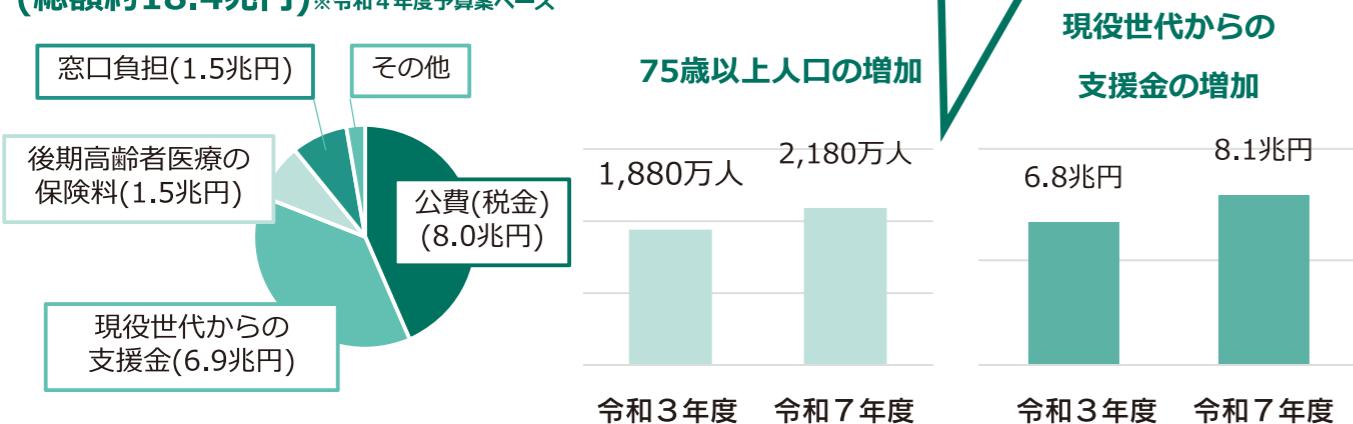


見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の 医療費の財源内訳

(総額約18.4兆円)
※令和4年度予算案ベース



令和4年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和4年度から保険料率が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、令和4年7月中旬頃に通知する予定です。

●保険料の構成

$$\text{年間保険料額} \quad (= \quad \text{均等割額} + \text{所得割額})$$

(限度額66万円)
※100円未満切捨て

被保険者一人当たり
44,310円

(総所得金額等 - 43万円) × 8.27%

●保険料率の改定

| 令和3年度まで | | 令和4年度から | |
|---------|---------|---------|---------|
| 均等割額 | 43,100円 | 均等割額 | 44,310円 |
| 所得割率 | 8.38% | 所得割率 | 8.27% |

●均等割額の軽減措置

| 世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯 | 軽減割合 | 均等割額 |
|--|------|---------|
| 43万円 + (給与・年金所得者等※の数-1) × 10万円 | 7割 | 13,293円 |
| 43万円 + (給与・年金所得者等※の数-1) × 10万円 + 28万5千円×世帯の被保険者数 | 5割 | 22,155円 |
| 43万円 + (給与・年金所得者等※の数-1) × 10万円 + 52万円×世帯の被保険者数 | 2割 | 35,448円 |
| 後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった者 (制度加入後2年間のみ適用) | 5割 | 22,155円 |

※給与・年金所得者等とは、以下のいずれかを満たす方です。

●一定の給与所得者（給与収入55万円超）

●公的年金等に係る所得を有する方

（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介していますのでご参照ください。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

■お問い合わせ先：秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155

総務課 ☎ 018-838-0610

ホームページ：<https://www.akita-kouiki.jp/> → 左枠「保険料について」内